

指定訪問介護事業運営規程

平成24年7月1日

一般社団法人コミュニケーションセンターかしわ

(事業の目的)

第1条 一般社団法人コミュニケーションセンターかしわが設置する訪問介護ステーションこみせん（以下「事業所」という）において実施する指定訪問介護、第1号訪問事業（訪問介護相当サービスに限る）（以下「指定訪問介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護者等」という）にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護等事業の運営の方針は以下の通りとする。

- (1) 訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(虐待防止に関する事項)

第3条 訪問介護ステーションこみせんは一般社団法人コミュニケーションセンターかしわの計画に従い虐待又は、その再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を設備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護ステーションこみせん
- (2) 所在地 千葉県柏市柏6-10-22

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員等及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員等に対し、法令等において規定されている指定訪問介護等事業の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、指定訪問介護等の計画を作成し若しくは必要に応じて当該計画を変更し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、職員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算方式にて2.5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、第4火曜日・祝祭日・年末年始を除く

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土日・年末年始は応相談

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話、メール等により、休日においても連絡が24時間可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 事業所で行うサービス内容は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護等の計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院等の介助

キ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(4) 同行援護

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び市区町村が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、通常の事業実施地域を超えてから要したその実費を利用者等から徴収する。なお、この場合、事業者の自動車等を使用したときは、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を超えてから自動車の場合1kmにつき20円、原動機付自転車の場合1kmにつき10円とする。

(2) 通常の事業実施地域を超えてから往復を計算し、1km未満の端数は小数点第一位までとする。

3 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得る。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、柏市とする。

(苦情解決)

第10条 利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口、苦情解決責任者を設置する。

2 提供したサービス等に関し、法令の規定により千葉県または市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して千葉県または市町村が行う調査に協力するとともに、千葉県または市町村からの指導、助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 当事業所は、千葉県または市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

4 当事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 指定訪問介護等事業において、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故処理)

第11条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市や介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応方法)

第12条 現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(研修)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修を年2回設けるものとし、業務体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 遵守事項

1 (職場のパワーハラスメントの禁止)

職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の従業員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

2 (セクシャルハラスメントの禁止)

性的言動により、他の従業者に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

3 (妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止)

妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により他の従業者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

4 (その他あらゆるハラスメントの禁止)

第14条1から3までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の従業者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

第15条 職員等は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持する。

2 職員等であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員等との雇用契約に盛り込む。

3 事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得る。

4 事業所は、職員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

(運営委員会)

第16条 当事業所は、「感染症・災害対策」「リスクマネジメント対策」「虐待防止対策」「身体拘束等の適正化」「ハラスメント対策」「認知症にかかる取組みの推進」など現状に合わせて必要な対策を講じるために、それぞれに運営委員会を構成し委員会を開催する。その中で、指針の整備や計画の策定等を検討し、その結果に基づき従業者に対して研修や訓練を実施する。

附則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

(改定)

平成25年1月7日 第5条二項改定

(附則)

この規程を改訂し、平成25年8月1日から施行する。

(附則)

この規程を改訂し、平成28年4月25日から施行する。

(附則)

この規程を改訂し第15条を定め令和3年10月1日から施行する。

(附則)

この規程を改訂し、令和5年6月1日から施行する。

(附則)

この規程を改訂し、令和6年6月1日から施行する。